六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL761－8800
FAX752－2620

いるか 2月

～爪のお手入れ、楽しいですよ～

福岡市中央区草香江１丁目、サロン&スクール「PureNail」（ピュアネイル）。

平成17年オープン。代表は南部佳子（よしこ）さん、福岡市中央区のご出身。

17年前ネイルの仕事に入りましたが当時、出来る人が少ない職域でした。それでも10年位前までは「手」のお手入れの方が多かったのですが、今の日本のネイルはアート的になっています。しかしアメリカなどでは今でも指先のお手入れとしてのネイルはご高齢の方まで広く利用されています。

写真左が金松さん、右が南部さん

◎私達の知るマニキュアとの違いって・・・

昔、「爪は呼吸しているからマニキュアはダメ！」と教えられた方があるかもしれませんが、声を大にして言います。「爪は呼吸していません！」ですから保護を兼ねて塗りものをすること等は補強にもなります。そこに綺麗な絵などあると「癒しの効果」まで加わります。ただ頻繁に除光液を使うと爪を傷める元となりますので要注意です。

◎ネイルサロンは若い人が行くところと思ってしまいますが・・・

日本のネイルはアート的なので若い人が指先のオシャレの為にするものと考えがちですが基本をお話すると、まず手・指のお手入れから入ります。爪の形を整えたり、角質化した皮膚を取り除いたり、保湿の方法をお教えしたり・・・。手のお手入れなどは女性では身だしなみの１つかもしれません。

◎スクールがあるとお聞きしましたが・・・

ネイルの世界は理・美容の世界と違い国家試験はありませんが検定試験があります。衛生管理・爪の病気・感染症など勉強したネイリストの育成の為です。いろいろなコースを準備していますので、興味がある方はお問い合わせ下さい。

髪型や化粧は鏡がないと見る事ができません。指先の爪はいつでも見ることが出来るのです。ちょっとだけオシャレしてみませんか？？？

料金　・ネイルケア（手のお手入れ）・￥３，５００～
　　　・ジェルネイル・・・・・・・￥５，２５０～
　　　・爪の補修（１本）・・・・・￥８００
　☆「スクール」についてはお問い合わせ下さい。

◆ＰｕｒｅＮａｉｌ（ピュアネイル）◆
場　所：福岡市中央区草香江１丁目4-5
　　　　エリーナプラザ六本松１Ｆ
営業時間：１１：００～１９：００（受付終了）
店休日：不定休
ＴＥＬ：０９２－７１５－１１６２

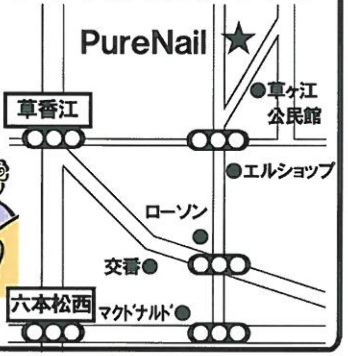

☆　★　２月の催し　★　☆

日時	催事内容	料金	お問い合わせ	ＴＥＬ
2/2 (土)	『てづくり教室』 ☆オニとおたふくのおめん ☆福ふくろう ☆ホログラム万華鏡 ・・など、ほかにもあるよ♪ ■材料費（各100円程度）が必要。	有料あり 会場：少年科学文化会館　1階学習室 時間：13：00～16：00※受付は13：00～15：30 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 ※当日自由参加、先着順（数に限りあり）	少年科学文化会館	771－8861
2/16 (土)	『科学体験広場』 ○水に消える不思議なカード ○コイルモーター ○ペットボトル空気砲	会場：少年科学文化会館　1階学習室 時間：13：00～16：00 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 定員：各コーナー100名 ※当日自由参加、無料。		
2/3 (日)	【映画会】ティンカー・ベルと輝く羽根の秘密 会場/エネルギーホール ①10：00②12：30③15：00 (上映時間1時間15分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。（先着順） ※日本語吹き替え版	無料	九州エネルギー館	522－2333
2/17 (日)	～科学のおもちゃ～ 『ペットボトルけんびきょうを作ろう』 会場/多目的ホール ①10：00②11：30③14：00④15：30 （各回約50分） 定員/各回30名 ※9：30から午前の部（①・②）、13：30から午後の部（③・④）の整理券を配ります（先着順）	無料	九州エネルギー館	522－2333
2/24 (日)	～Mr.サムの科学研究所～ 『ビックリ！が飛び出すサイエンスショー』 会場/エネルギーホール ①11：00②14：00（各回約40分） 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。（先着順）	無料	九州エネルギー館	522－2333
2/5 (火) ～ 2/10 (日)	「第９回　環境問題に関する図画コンクール作品展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10：00～17：00 内容/小学生の図画コンクール作品およそ150点を展示。	無料	ＮＨＫギャラリー	724－7001
2/13 (水) ～ 2/17 (日)	「SAGANISHIKIと佐賀錦展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10：00～17：00 内容/木目込人形や名刺入れなどの佐賀錦の作品を100点あまり展示。	無料	ＮＨＫギャラリー	724－7001

分譲賃貸マンション
ロマネスクL六本松　4F

◆間　取　り・・・・・・・・・・１Ｒ（17.6㎡）
◆所　在　地・・・・・・中央区六本松２丁目
◆賃　　　料・・・・・・・・・・・・30,000円
◆交　　　通・・・・地下鉄六本松駅徒歩２分

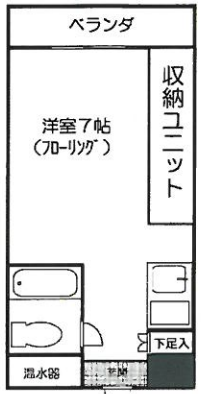

オートロック・
エレベーター
有り！
管理人日勤！
簡易事務所
相談！

賃貸アパート
フラワーハイツ飯倉　2F

◆間　取　り・・・・・・・・・・１Ｋ（19.8㎡）
◆所　在　地・・・・・・・早良区飯倉７丁目
◆賃　　　料・・・・・・・・・・・・27,000円
◆交　　　通・・・・西鉄バス唐木停徒歩２分

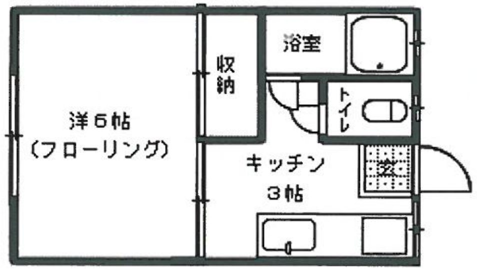

今なら敷金０キャンペーン中！
近くにコンビニ・スーパーがあり
便利です！

貸店舗・事務所
サンド渡邊ビル　2F

◆面　　　積・・・・・・・・・・９坪（30㎡）
◆所　在　地・・・・・・中央区六本松２丁目
◆賃　　　料・・・・・・・・・・・・55,000円
◆敷　　　金・・・・・・・・・・・・・・１ヶ月
◆礼　　　金・・・・・・・・・・・・・・２ヶ月
◆交　　　通・・・・地下鉄六本松駅徒歩１分

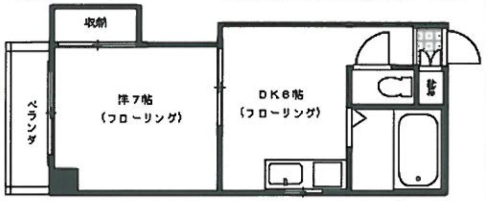

地下鉄六本松駅近く！
女性専用サロンなどに！

貸事務所
ドリーム六本松　2F

◆面　　　積・・・・・・・・14.52坪（48㎡）
◆所　在　地・・・・・・・中央区梅光園１丁目
◆賃　　　料・・・・・・・・・・・・105,000円
◆敷　　　金・・・・・・・・・・・・・・８ヶ月
◆交　　　通・・・・地下鉄六本松駅徒歩５分

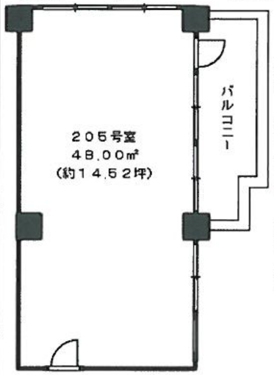

新規事業を
お考えの方
にオススメ！
共用トイレ有
ります。

上記物件のお問い合わせは　広告有効期限Ｈ２５/２月末　媒介
（公社）福岡県宅地建物取引業協会　福岡県知事免許（８）８４０７号
地域密着型不動産業ジャパンでスマイル！
㈱ジャパン・スマイルか
中央区六本松４丁目９－４　ＴＥＬ（０９２）７６１－８８００
Ｅメール iruka-japan@par.odn.ne.jp　ホームページ http://www.iruka-japan.com

賃貸物件・売買物件募集中！！

～　税金が還ってくる②　～

源泉徴収と還付

Ⅱ.公的年金所得

公的年金受給者は雑所得として次の計算で所得額を算出します。

① 65歳未満
　公的年金収入が700,000円以下は所得額が０円
　公的年金収入が1,300,000円未満は収入額×100%－700,000円＝所得額
　公的年金収入が4,100,000円未満は収入額×75%－375,000円＝所得額
　公的年金収入が7,700,000円未満は収入額×85%－785,000円＝所得額
65歳以上
　公的年金収入が1,200,000円以下は所得額が０円
　公的年金収入が3,300,000円未満は収入額×100%－1,200,000円＝所得額
　公的年金収入が4,100,000円未満は収入額×75%－375,000円＝所得額
　公的年金収入が7,700,000円未満は収入額×85%－785,000円＝所得額

※7,700,000円以上の場合に所得額が変わりますが、紙面の都合で書いていません。

② 公的年金受給者の所得は65歳未満と65歳以上で所得額の計算方法が変わりますが、サラリーマンのように「年末調整」はありません。国民健康保険料や年金など自分で払った分の社会保険料控除・生命保険控除が社会保険庁（日本年金機構）の源泉徴収に反映されていません。公的年金受給者で源泉税額を収めている人は確定申告することで国税が還ってきます。また、国税はかかってないが市県民税がかかっている人の場合は市県民税も安くなりますし、国民健康保険等や各種の社会福祉給付事業に対して影響が出てきます。

③ 公的年金給付金から介護保険料や後期高齢者保険料が特別徴収されています。所得税法上で夫や子どもが扶養している場合は夫や子どもが扶養控除の申告をしています。年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者保険料は年金から差し引かれるため被扶養者自身が支払っていると見なされ、扶養者の社会保険控除とはされません。被扶養者の社会保険控除を加算するためには、特別徴収を扶養者に変える必要があります。扶養者の社会保険控除にすることが出来ますので市役所に相談をして下さい。

④ １月号のサラリーマンの②～⑥についても同じです。

Ⅲ.専門職

① 複数の取引先があることを前提に考えられています。各取引先の支払額の合計額を収入金額とし、必要経費を差し引いて所得額を計算します。

② 確定申告書Ｂの説明書に記載されている諸控除を差し引いたあと税額を計算します。１月号のサラリーマンの②～⑥についても同じです。

Ⅳ.外交員等

外交員等について「報酬・料金等」で支払われる場合と「給与」で支払われる場合があります。

① 報酬・料金等での支払いに対しては、これを収入額とし必要経費を差し引いて所得額を計算します。

② 上記の場合であっても、家内労働者（特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行う人）の場合は必要経費として65万円まで認める特例があります。

③ 給与で支払いを受けた人は１月号の「サラリーマン」の項を参考にして下さい。②以外の報酬・料金の人は「専門職」の項を参考にして下さい。

④ 所得控除については１月号のサラリーマンの控除を参考にして下さい。